

離島漁業再生支援交付金（継続）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。

このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、離島経済に重大な損害を与え、最終的には無人離島に陥り、延いては広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがある。

このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

(1) 離島漁業再生支援交付金

共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。

(2) 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

1,055,995千円（1,055,995千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

離島漁業再生支援交付金

【平成30年度予算概算決定額 1,056(1,056)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】1,006(1,006)百万円

第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖繩・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

- ①漁業の再生に関する話し合い
- ②漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③漁業の再生に関する実践的な取組
新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、新規養殖業への着業、協業化による経営収支の改善・安全性の向上、低・未利用資源の活用、品質の均一化、高付加価値化、流通体制改善、海洋シジャーへの取組、伝統漁法の取組、漁労技術の向上、販路拡大等



藻場の管理改善



モズクの新規養殖



体験漁業



サワラ高付加価値化

【離島漁業再生支援推進交付金】50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

特定有人国境離島漁村支援交付金（拡充）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成28年4月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第15条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。

このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成29年度～平成33年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

315,000千円（300,000千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

特定有人国境離島漁村支援交付金【平成30年度予算概算決定額 315(300)百万円】

特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援

【対象地域】

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項において定められた特定有人国境離島地域

【支援内容】

漁業集落が行う以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付

(1) 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費(国費上限額600万円)

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等がある。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記(1)の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費(国費上限額150万円)

【取組事例】

○地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援



○漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援



離島漁業新規就業者特別対策交付金（継続）

1 趣旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。

このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。

2 事業内容

「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

135,000千円（150,000千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

離島漁業新規就業者特別対策交付金

【平成30年度予算概算決定額 135(150)百万円】

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、新たに離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援

【対象地域】

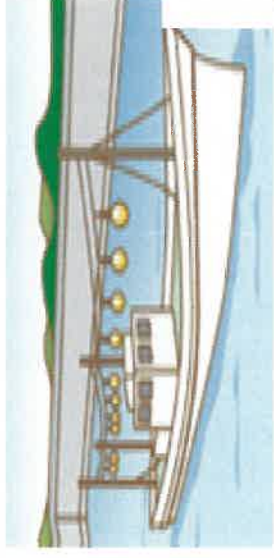
離島振興法の指定地域と沖繩・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【対象漁業集落】

「浜の活力再生プラン」を策定する地域に所在する集落

【対象新規就業者】

- 次の要件を全て満たす者
- ・独立して3年未満かつ45歳以下の者
- （ただし、「漁業人材育成総合支援事業」の長期研修受講者は48歳以下）
- ・漁船を所有していない者
- ・本事業実施初年度から3年間に従事する予定と意欲がある者

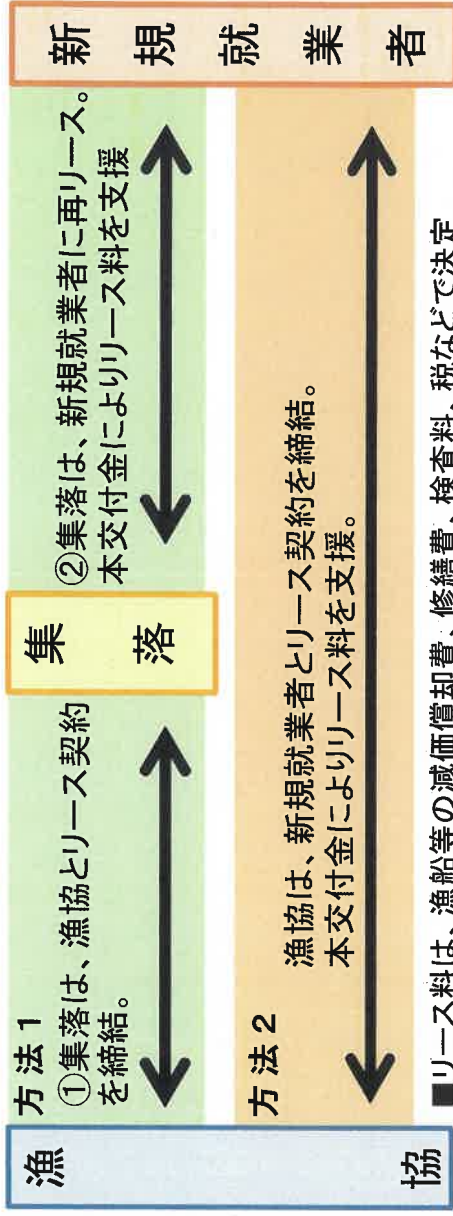


【支援内容】

・対象漁業集落又は漁業協同組合が、漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援

・支援期間は最長3年間

【スキーム図】



- リース料は、漁船等の減価償却費、修繕費、検査料、税などで決定
- 新規就業者は、燃油代、維持・管理費、漁船保険料などを負担(支援対象外)

浜の活力再生交付金（拡充）

1 趣 旨

水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を推進しているところ。

「浜の活力再生プラン」の目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、漁村女性が行う実践的な取組、プランに位置付けられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 浜の活力再生プラン推進事業

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組等に対して支援する。

(2) 水産業強化支援事業

浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。

3 委託先及び事業実施主体

- (交 付 先) (1) 地域水産業再生委員会、民間団体 等
(2) 都道府県
(事業実施主体) (1) 地域水産業再生委員会、民間団体 等
(2) 都道府県、市町村、漁業協同組合 等

4 事業実施期間

平成29年度～平成34年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

- (1) 69,935千円（50,000千円）
(2) 6,700,065千円（5,350,000千円）

6 補助率等

- (1) 定額、定額（1/2）
(2) 定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）

7 担当課

(1) 浜の活力再生プラン推進事業について

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）
水産庁研究指導課 03-6744-2374（直）

(2) 水産業強化支援事業について

水産庁加工流通課 03-3591-5612（直）
水産庁漁業調整課 03-3502-8469（直）
水産庁栽培養殖課 03-3501-3848（直）
水産庁防災漁村課 03-6744-2391（直）

浜の活力再生交付金

【平成30年度予算概算決定額：6,770(5,400)百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**や**漁村女性による実践的な取組等**を支援
- ② 浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備**、**水産資源の管理**・**維持増大**、**漁港漁場の機能高度化**や**防災**・**減災対策**等の取組を支援

浜の活力再生プラン

- ・ 地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・ 漁業所得の10%以上の向上を目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

浜の活力再生交付金

浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動や漁村女性による実践的な取組等を支援

水産業強化支援事業

浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

＜ハード事業＞

- ・ 漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・ 種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・ 漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー

＜ソフト事業＞

- ・ 漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・ 内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・ 災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



渚泊推進対策

- 平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年度までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置づけられたところ。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策の一体的な支援等を実施し、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を推進。
- このうち、漁村地域における滞在を「渚泊」として、渚泊の推進に取り組む。

ソフト対策

○事業概要

渚泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援

○事業実施主体 地域協議会、漁業協同組合、NPO法人等

○事業期間 2年間

○交付率 定額

[1年目：上限800万円
2年目：上限400万円]



体制づくりのための話し合い



地域資源を活用した
体験プログラム作成



地域の食材を
活用したメニュー作り



漁業体験

ハード対策

○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「渚泊」に取り組み地域への集客力を高めるため水産物販売施設など、「渚泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援

○事業実施主体 市町村、地域協議会の中核となる法人等

○事業期間 2年間

○交付率 1/2

(活性化計画に基づく事業)

○事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

○事業機関 原則3年間

○交付率 1/2等



古民家を活用した滞在施設



遊休施設を改修した
漁業体験学習施設



水産物販売施設

「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 交付率：定額、1/2等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

【平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円】
 (平成29年度補正予算：345百万円)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）

- **事業概要**
 農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援
- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）



インバウンド受入のための体制構築



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



Webサイトの構築



地域の特産品の開発

施設整備事業（ハード対策）

- **事業概要**
 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組み地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援
- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1/2
 (活性化計画に基づく事業)
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間
- **交付率** 1/2等



古民家を活用した宿泊施設



※ 廃校を改修した体験施設



廃校を改修した体験施設



農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）

- **事業概要**
 国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチングなどを支援
- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等 ○ **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 定額



海外の有名タレントを活用した動画(LITV)の撮影



農泊シンポジウムの開催

※LITV…アジア圏向けの宿泊業を対象としたライブスタイルのCATV

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

交付率：定額、1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

1 に関する事

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関する事

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関する事

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,070（10,060）百万円】
 （平成29年度補正予算：345百万円）

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
 実施期間：上限2年等
 交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
 実施期間：上限2年等
 交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
 実施期間：上限2年等
 交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
 実施期間：上限1年等
 交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
 実施期間：上限3年等
 交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
 実施期間：上限5年等
 交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

(復興庁計上分)

水産業共同利用施設復旧整備事業 (継続)

1 趣 旨

平成23年3月の東日本大震災により、太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受けた。主要な被災地である北海道から千葉県においては、水産業・水産加工業が主要産業として地域経済の核となってきたと同時に、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた。被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するためには、漁業者等の共同利用施設や放流用種苗生産施設等の再建が必須であり、そのために必要な支援を図る。

2 事業内容

- (1) 被災した漁業者、水産加工流通業者等の共同利用施設（荷さばき施設、加工処理施設、冷凍冷蔵施設、製氷貯氷施設、給油施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設等を整備する場合に、整備費の一部を助成。
- (2) 地震や津波により被害を受けた漁港が必要最低限の機能回復を図るための施設（係船環、車止め、物揚場等）及び漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、整備費の一部を助成。

3 交付先及び事業実施主体

(交 付 先) 県

(事業実施主体) 漁業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合等

4 事業実施期間

平成24年度～平成32年度

5 平成30年度概算決定額 (前年度予算額)

1, 208, 303千円 (1, 203, 732千円)

6 補助率

2/3、1/2

7 担当課

水産庁防災漁村課	03-6744-2391	(直)
水産庁加工流通課	03-6744-2350	(直)
水産庁裁培養殖課	03-6744-2383	(直)

【平成30年度予算概算決定額 1,208(1,204)百万円】

背景

東日本大震災の発生による
共同利用施設の被害状況
(平成24年11月9日現在)

被害施設数:1,725施設
被害金額:1,249億円



荷捌き施設



水産物冷蔵施設



荷捌き施設と製氷施設

事業の内容

本格的な水産業の復興に向け、被災した共同利用施設の整備を支援

漁協・水産加工協等共同利用施設 復旧・復興関係

- ・漁協等の共同利用施設の整備
- ・個人経営から協業化する際の共同利用施設の整備



鮮度保持施設



水産加工処理施設

養殖施設復旧・復興関係

- ・漁協等の陸上・海上養殖施設、養殖関連施設の整備



りの乾燥施設



カキ・ホタテ等養殖施設

放流用種苗生産施設復旧・復興 関係

- ・魚類・貝類種苗生産施設の整備
- ・さけ・ます種苗生産施設の整備



魚類・貝類種苗生産施設



さけ・ます種苗生産施設

漁港施設復旧・復興関係

- ・漁港の機能回復に必要な施設の整備
- ・漁港環境の復旧に必要な施設の整備



岸壁等の軽劣化施設



漁港環境整備施設

被災地域の水産業の復興及び水産物の安定供給